

国家公務員倫理審査会

1 組織の構成と役割

(1) 国家公務員倫理法に基づく、人事院に置かれる独立の機関

会長及び委員 4 人（うち 1 人は人事官から任命）で構成される合議体

吉本 徹也(元高松高等裁判所長官) 北城格太郎(日本IBM最高顧問)

草野 忠義(連合総研理事長) 羽入佐和子(お茶の水女子大学副学長)

小澤 治文(人事官)

(2) 国家公務員の倫理保持に関する事務を所掌

- ・ 倫理規程（政令）に関する内閣への意見の申出
- ・ 倫理保持に関する事項の企画、研修の総合的企画・調整
- ・ 倫理規程遵守のための体制整備に関する各府省庁への指導・助言
- ・ 倫理法違反の調査・懲戒手続の実施及び懲戒処分の承認
- ・ 指定職職員の贈与、株取引及び所得の報告書の審査

2 活動の状況

(1) 懲戒処分等の状況

平成20年2月29日現在

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
懲戒処分等の 人数	16人	14人	30人	20人	45人	222人	54人	71人	472人
懲戒処分 の人数	2人 (0)	5人 (2)	13人 (3)	11人 (1)	19人 (7)	114人 (11)	26人 (9)	47人 (9)	237人 (42)
矯正措置 の人数※	14人	9人	17人	9人	26人	108人	28人	24人	235人

・ () は免職処分（内数）

・ ※は各府省の内規による訓告、嚴重注意等の措置

(2) 報告書の提出の状況

① 贈与等報告書（本省課長補佐級以上の職員）

平成18年度実績 17,307件（うち本省審議官級以上の職員 2,158件）

② 株取引等報告書（本省審議官級以上の職員）

平成18年度実績 57件

③ 所得等報告書（前年1年間を通じて本省審議官級以上であった職員）

平成18年度実績 1,280件

倫理法等の違反に係る調査及び懲戒の手続の概要

(任命権者による調査及び懲戒手続の流れ)

